

風水害編

府中市地域防災計画（風水害編）の章立て

第1部 風水害に強い府中市を目指して

第1章 計画の方針	P2
-----------	----

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策	P5
------------	----

第2章 都市施設対策	P13
------------	-----

第3章 農業施設対策	P15
------------	-----

第4章 市民と地域の防災力向上	P16
-----------------	-----

第5章 風水害応急対策用資器材の整備	P21
--------------------	-----

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢	P23
----------	-----

第2章 情報の収集・伝達	P27
--------------	-----

第3章 水防対策	P32
----------	-----

第4章 警備・交通規制	P45
-------------	-----

第5章 避難者対策	P47
-----------	-----

第6章 公共施設等の応急・復旧対策	P52
-------------------	-----

目次

第1部 風水害に強い府中市を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提	2
1 計画の目的	2
2 計画の前提	2
第2節 計画の構成	3
第3節 計画の習熟	3
第4節 計画の修正	3

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

1 洪水対策（総合的な治水対策）	5
2 崖（はけ）及び擁壁等の安全化	5
3 土砂災害に関するソフト対策	6
3-1 土砂災害防止法	6
3-2 平常時からの情報共有	6
3-3 土砂災害警戒情報	6
(1) 土砂災害警戒情報	6
(2) 土砂災害警戒情報の伝達	6
(3) 土砂災害警戒情報の取扱い	6
(4) 土砂災害警戒情報の市民への周知	7
3-4 緊急調査及び土砂災害緊急情報	7
3-5 土砂災害緊急情報の提供	7
3-6 避難指示等の発令	7
3-7 警戒避難体制の整備	8
4 浸水対策	8
4-1 浸水想定区域の指定及び水深の公表	8
4-2 浸水想定区域における避難体制確保	8
4-3 多摩川の出水に伴う北多摩一号水再生センター排水樋門の閉鎖による内 水氾濫の防止	8
4-4 地下空間への浸水被害対策	9
(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策	9

(2) 施設管理者等への情報提供.....	9
(3) 地下空間管理者による情報判断.....	9
5 都市型水害対策.....	10
5-1 基本的な考え方.....	10
5-2 市民への洪水情報の提供.....	10
5-3 下水道施設の整備.....	11
5-4 雨量・気象情報等の即時伝達.....	11
5-5 水害ハザードマップの作成.....	11
(1) 水害ハザードマップの作成.....	11
(2) 「水防計画」、「府中市地域防災計画」等への活用.....	12
5-6 避難体制等の整備・確立.....	12
(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策.....	12
(2) 資器材、物資の備蓄.....	13
(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達.....	13
5-7 広報・啓発.....	13

第2章 都市施設対策

1 道路及び交通施設等.....	14
1-1 道路施設.....	14
1-2 鉄道施設.....	14
1-3 バス施設.....	15
2 建築物対策.....	15
2-1 一般建造物防災計画の方針.....	15
2-2 一般建造物防災計画の予防計画.....	15

第3章 農業施設対策

第4章 市民と地域の防災力向上

1 防災意識の啓発.....	17
1-1 防災広報の充実.....	17
(1) 各防災関係機関が行う広報内容の基準.....	17
(2) 各防災関係機関の広報.....	18
1-2 防災教育の充実.....	18
1-3 地域の防災行動力の向上.....	19
(1) 市民等を対象とした防災教育.....	19
(2) 児童生徒を対象とした防災教育.....	19
(3) 職員及び消防団員を対象とした防災教育.....	20
2 防災訓練の充実.....	20
2-1 水防訓練.....	20
(1) 実施時期及び場所.....	20

(2) 訓練種別.....	21
---------------	----

第5章 風水害応急対策用資器材の整備

1 応急対策用資器材の備蓄及び点検.....	22
2 備蓄場所の整備.....	22

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

1 市の責務.....	23
2 市の初動態勢.....	23
2-1 事業体制の確保.....	23
2-2 市の初動態勢.....	23
3 水防応急対策室の設置.....	25
3-1 組織.....	25
3-2 非常招集命令.....	25
3-3 府中市消防団の活動.....	25
4 府中市災害対策本部の設置及び運営.....	26
4-1 府中市災害対策本部の設置.....	26
4-2 活動体制.....	26
4-3 府中市災害対策本部の非常配備態勢.....	26

第2章 情報の収集・伝達

1 災害予防警報等の伝達.....	27
1-1 情報の通達及び伝達.....	27
1-2 市における情報連絡.....	28
1-3 収集と伝達情報の種類.....	29
2 被害状況等の報告体制.....	29
2-1 市の被災地調査班の編成.....	29
2-2 市の被災地調査班の任務.....	29
2-3 市の被災地調査事項.....	29
2-4 市の被災地調査要領.....	30
3 災害時の広報及び広聴活動.....	30
3-1 市の風水害予防体制.....	30
3-2 風水害広報情報の収集.....	30
3-3 報道機関への情報提供.....	31

第3章 水防対策

1 水防情報.....	32
-------------	----

1-1	防災情報提供システム	32
1-2	洪水予報河川(国管理河川)	33
	(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲	33
	(2) 洪水予報の種類と発表基準	34
	(3) 洪水予報河川発表基準水位	34
	(4) 洪水予報伝達	35
1-3	洪水予報河川(都管理河川)	36
	(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲	36
	(2) 洪水予報の種類と発表基準	36
	(3) 洪水予報河川発表基準水位	36
	(4) 洪水予報伝達	37
1-4	水防警報河川	38
	(1) 種類、内容及び基準	38
	(2) 水防警報河川(国管理)	39
1-5	土砂災害警戒情報	41
2	水防機関の活動	42
2-1	機関別	42
	(1) 市(水防管理団体)	42
	(2) 消防機関	43
2-2	決壊時の措置	43
	(1) 決壊の通報及びその後の措置	43
	(2) 立ち退き	43
3	費用及び公用負担	44
3-1	費用負担	44
3-2	公用負担	44
	(1) 公用負担権限	44
	(2) 公用負担権限証明	44
	(3) 公用負担命令票	44
	(4) 損失補償	44

第4章 警備・交通規制

1	警備活動	45
1-1	警察署の活動	45
1-2	その他	46
	(1) 警戒区域の設定	46
	(2) 市に対する協力	46
2	交通規制	46

第5章 避難者対策

1	避難態勢	47
1-1	事前避難	47
1-2	高齢者等避難、避難指示等	48
	(1) 一般基準	48
	(2) 高齢者等避難、避難指示等	48

1-3 避難誘導	49
2 避難指示等の判断・伝達	50
2-1 避難指示の判断基準等	50
(1) 風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアルの作成	50
(2) 避難に要する時間を見込んだ避難指示の発令	50
(3) 市の避難指示等の判断・伝達に対する都の支援	51
3 避難所の開設・運営	51
3-1 避難所の開設等	51
3-2 安全な避難方法の確保	51

第6章 公共施設等の応急・復旧対策

1 河川及び内水排除施設	52
1-1 災害時の応急措置	52
1-2 復旧対策	53
2 急傾斜地崩壊防止施設	53
2-1 対策内容と役割分担	53
2-2 市の業務手順	53
3 住家、事業所等の建造物の風水害応急対策	53
3-1 風害	54
3-2 水害	54
3-3 火災	54
3-4 風水害全般	54
4 借地借家法の特別の適用に関する計画	55

第 1 部 風水害に強い府中市を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- 「府中市地域防災計画（風水害編）」は、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第42条の規定に基づき「府中市防災会議」が策定する計画である。
- その目的は、市、都及び防災関係機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、自助、共助、公助を実現し、府中市の地域における風水害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、市民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、府中市の防災力を向上し、府中市の防災力の高度化を図ることにある。

2 計画の前提

- 東京においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- 百年に一度、二百年に一度という大雨があった場合、多摩川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
- この計画は、実災害等から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市・市議会等の提言を可能な限り反映し策定した。
- なお、本計画に定めのない部分は、「府中市地域防災計画(震災編)」の記載によるものとする。

第2節 計画の構成

- この計画は、市及び防災関係機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて、具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 風水害に強い府中市を目指して	市及び防災関係機関の役割等
第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関などが行う予防対策、市民及び事業者などが行うべき措置等
第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生後に市及び防災関係機関などが取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等

第3節 計画の習熟

- 各防災関係機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて、見直しを行うとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画は、適宜検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災関係機関は、関係のある事項について、府中市防災会議が指定する期日（緊急を要するものは、その都度）までに、計画修正案を提出する。

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

【対策の体系・担当】

1 洪水対策（総合的な治水対策）	市
2 崖（はけ）及び擁壁等の安全化	市
3 土砂災害に関するソフト対策	市
4 浸水対策	市
5 都市型水害対策	市

1 洪水対策（総合的な治水対策）

- 総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、都は、昭和56年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和58年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。
- 都は本市を含む都内53市と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行っている。（資料127 「河川防災計画における河川の整備状況」）

2 崖（はけ）及び擁壁等の安全化

- 市では崖崩れ、出水等による危険箇所を常に把握し、これらの区域に建築物や擁壁等を設ける場合は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、同法関係法令及び「東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）」に基づいて防災上の見地から指導を行い、風水害の防止に努める。
- 府中市内における急傾斜地崩壊危険箇所は自然斜面6か所、人工斜面2か所の合計8か所である。
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。（資料18 「土砂災害危険箇所図」）
- 都では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、府中市内に土砂災害警戒区域を24ヶ所、土砂災害特別警戒区域を15ヶ所指定している。（資料128-2 「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」）

3 土砂災害に関するソフト対策

3-1 土砂災害防止法

- 土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。
- 土砂災害防止法（平成29年6月19日改正）に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する必要がある、宅地建物取引業者は、不動産取引時の重要事項説明に記載し、交付、説明を行う必要がある。
- 土砂災害防止法（平成29年6月19日改正）に基づき、土砂災害特別警戒区域内では、土砂災害警戒区域で行われることに加えて、特定開発行為（自己の居住の用に供するものを除く住宅並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）に対する許可制、建築物の構造規制及び建築物などの移転勧告等の制限がある。
- 市は、避難確保計画の作成支援・その確認及び避難訓練の支援を行う。
（資料128 「浸水想定区域内に所在する災害時要配慮者利用施設」）
（資料128-3 「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設」）

3-2 平常時からの情報共有

- 市は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等や避難所、又は災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会等で事前に周知する。
- 住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけではなく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知する。
- 市は、土砂災害のおそれのある箇所立地する施設等を把握し、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援を行うことにより、避難体制の強化に努める。

3-3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報

- 市や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき都と気象庁が作成・共同して発表する情報である。
- 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。

- 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

- 都は、市及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びD I S (災害情報システム)を利用し伝達する。

(3) 土砂災害警戒情報の取扱い

- 市は、土砂災害警戒情報に基づく行動計画等について定める。

(4) 土砂災害警戒情報の市民への周知

- 市は、府中市内に土砂災害警戒情報が発令された際、市は直ちに市ホームページ、ツイッター、メール等を通じて市民に情報提供をして注意喚起を行う。また、避難が必要な市民に対して避難指示等を発令するなど、適切な避難行動を促す。

3-4 緊急調査及び土砂災害緊急情報（参考）府中市では想定され難い現象

- 「土砂災害防止法」に基づき、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都が緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係区市町村の長に通知するとともに、一般に周知する。

3-5 土砂災害緊急情報の提供（参考）府中市では想定され難い現象

- 国土交通省又は都は、緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、緊急調査により得られた土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、関係のある市の長に通知する。

3-6 避難指示等の発令

- 市では、避難指示等の発令基準を定めている。この発令基準を基に土砂災害発生の危険度が発令基準に達した場合には、以下に示す措置等を取り、速やかに避難指示を発令する。

- ① 土砂災害が発生するおそれのある箇所の特定
- ② その箇所に位置する避難単位の確認
- ③ 自主防災組織、消防団、警察等との避難誘導・支援等に係る連絡調整
- ④ 避難所の開設、避難経路の安全性

なお、避難指示等の発令基準の設定には以下のような情報等を活用する。

- ア 土砂災害警戒情報

- イ 土砂災害警戒避難基準雨量
- ウ 雨量計で観測された降雨量
- エ 前兆現象や周辺の災害情報

3-7 警戒避難体制の整備

- 市は災害の規模に応じて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された箇所付近の小中学校に避難所を開設する。また、府中第五小学校及び西府文化センターが土砂災害警戒区域に、府中第十小学校が土砂災害特別警戒区域に指定されたことから、土砂災害に伴う避難所としては開設せず、付近の他の避難所を避難先とする。

4 浸水対策

4-1 浸水想定区域の指定及び水深の公表

- 国又は都は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市長に通知する。
- 水防法（平成29年6月19日改正）により浸水想定区域内にある要配慮者利用施設として、府中市地域防災計画に定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。

4-2 浸水想定区域における避難体制確保

- 市は、浸水想定区域の指定があったときは、「府中市地域防災計画」において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
 - ① 洪水予報等の伝達方法
 - ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する項目
 - ④ 浸水想定区域内に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ④の施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市は洪水予報等の伝達方法を定める。
- 市は、国土交通省令で定めるところにより、「府中市地域防災計画」において定められた上記の事項を住民に周知するため、水害ハザードマップ等これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じていく。

4-3 多摩川の出水に伴う北多摩一号水再生センター排水樋門の閉鎖によ

る内水氾濫の防止

- 市は、国や都と連携を図り、内水氾濫の防止策を講じる。

4-4 地下空間への浸水被害対策

(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

- 市は、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、浸水の危険が予想される際に、地下空間管理者を通じて、地下空間利用者へ雨量・気象情報や避難情報等を伝達する。市が、避難指示を実施する場合、避難対象となる地下空間利用者に対して、次の事項を明らかにして指示を行う。

- ① 避難指示者
- ② 避難指示を必要とする理由
- ③ 避難指示の対象エリア
- ④ 避難誘導方法、避難誘導者
- ⑤ 避難経路及び避難先
- ⑥ 避難指示の実施時刻
- ⑦ 注意事項（徒歩による避難、携帯品、服装、盗難予防等）

- 市は都と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方を検討する。また、地下空間管理者に対し、都が策定した「地下空間浸水対策ガイドライン」を参考に、地下空間の浸水への対策を推進するよう努める。

(2) 施設管理者等への情報提供

- 市は、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。
- 都は、市が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援等を行う。

(3) 地下空間管理者による情報判断

- 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図を基に、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上で、施設利用者の避難確保計画を作成し、市長に報告し、公表する。

（資料128 「浸水想定区域内に所在する災害時要配慮者利用施設」）

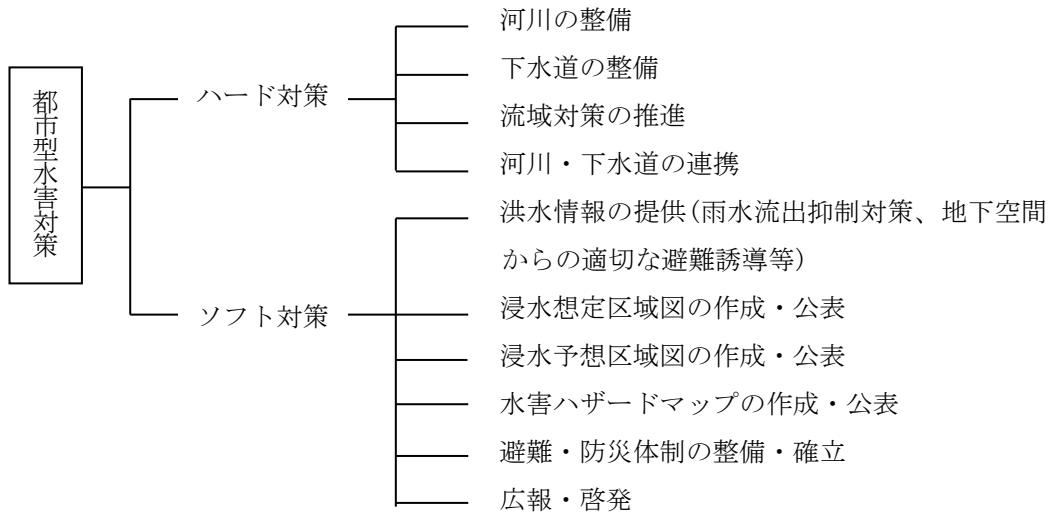
- 地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

5 都市型水害対策

5-1 基本的な考え方

- 洪水時の避難指示の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、市と都が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。
- これらのソフト対策とともに、市及び都は広く市民を対象とした広報、啓発活動を様々な方法により行う。

【施策の体系】



5-2 市民への洪水情報の提供

- 急激な都市化の進展は、都市から雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。また、最近では、ヒートアイランド現象が原因と思われる局地的な集中豪雨が増加している。そのため、下水道施設の整備といったハード面の対策に加え、ソフト面の対策として、雨量等の情報提供、洪水避難マップの作成・公表を行う。

5-3 下水道施設の整備

- 下水道は、都市型の浸水被害の実態等を踏まえ、地域を重点化し緊急的に取り組む雨水整備計画を策定して早急に実施することにより、災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。

5-4 雨量・気象情報等の即時伝達

- 浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、不特定多数が往来する地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。

【各管理者の役割】

水防管理者（市）	○ 住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実する。
地下空間管理者	○ 店舗等に対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導等を行う。

5-5 水害ハザードマップの作成

(1) 水害ハザードマップの作成

- 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所等の情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」を公表し、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立等、洪水の被害軽減に極めて有効である。
- 市は、都から流域ごとの浸水予想区域図を受け、水害ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、水害ハザードマップを作成する。
また、流域ごとの浸水予想区域図が更新された場合には、速やかにこの提供を受け、水害ハザードマップを適宜更新する。
- 市は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、都等関係機関(学識経験者、気象専門機関、関連市、自主防災組織関係者、地域の代表者等)の協力を得ることとする。
 - ① 水害ハザードマップ原案の作成
水害ハザードマップの作成条件を設定するとともに、浸水や避難に係る情報を収集整理し、洪水時において、どうすれば住民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果を基に原案を作成する。

② 防災上の課題の検討・整理

府中市水害ハザードマップの作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難場所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフライン等に関する課題を整理する。

【水害ハザードマップの内容】

内 容	活 用
<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水想定区域及び浸水深、内水氾濫マップ、浸水継続時間マップ、避難指針チェックチャート ○ 避難場所 ○ 避難ルート ○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所等) ○ 要配慮者関係施設(病院、福祉施設、学校等) ○ 防災関係機関(役場、ライフライン管理者、報道関係等) ○ 防災関係施設(水防倉庫等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。 ○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難指示発令、避難誘導等を支援する。 ○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。

(2) 「府中市地域防災計画」等への活用

- 市は、作成した水害ハザードマップを「府中市地域防災計画」等に活用する。
- 市は、浸水想定区域内の地下施設や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。
(資料128 「浸水想定区域内に所在する災害時要配慮者利用施設」)
(資料129 「重要水防箇所」)
(資料131 浸水想定区域図(多摩川水系多摩川))

5-6 避難体制等の整備・確立

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

- 市は、水災対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。
 - ①防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所等
 - ②対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等
- 水防・防災ステーションの防災拠点施設としての活用について整備を進める。

(2) 資器材、物資の備蓄

- 市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。

(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- 市は、要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、地下施設管理者や住民等が必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供する等、マスコミ等との連携の強化を図る。
- 市は、避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①高齢者等避難、②避難指示の2段に分けて情報を提供する等、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

5-7 広報・啓発

- 住民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。

第2章 都市施設対策

【対策の体系・担当】

1 道路及び交通施設等	市、都
2 建築物対策	市

- 電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行う。
- ライフライン施設の機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

1 道路及び交通施設等

1-1 道路施設

- 各機関の予防対策は、次のとおりである。

機関名	事業計画
市	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路の強化及び必要な防災施設の整備を行う。
都	1 道路 ○ 道路施設について、日常点検や5年に1度行っている定期点検を基に健全度を把握し、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。 2 橋りょう ○ 全橋りょうについて日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。
府中警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、整備を行う。
中日本高速道路㈱	○ 道路及びその附属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。 ○ 点検等により、道路及びその附属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。

1-2 鉄道施設

- 鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能を持つところから、台風等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。
このため、各鉄道機関は、施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

1-3 バス施設

- バス路線は、府中市内全域にわたり、市民の主要交通機関として重要な機能を果たしているため、関係各機関と連絡を密にするとともに従業員の安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に努める。
- 施設（車両）風水害予防については、始業点検、就業規程並びに関係法令に基づく点検を実施し、整備関係者との連絡を密にし、早期修理と完全整備に努める。
- バス路線は、地域の発展に伴った適切な系統設定と車両配置をし、地域住民の利便性、安全性に配慮し、より信頼を得るよう努める。

2 建築物対策

- 各種風水害から建造物を保護し、その被害の軽減を図るとともに、その機能を維持するために関係機関は相互に連絡調整を密にして、防災に寄与する。

2-1 一般建築物防災計画の方針

- 建造物の位置、構造、設備が、建築基準法、同関係法令及び消防関係法令と条例に基づいて、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。
- 建造物に対しては、法令に基づく立入検査を実施し風水害予防についての指導に当たるとともに、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持、管理について防災上の見地から必要な指導を行う。

2-2 一般建築物防災計画の予防計画

- 「建築基準法」が適用時以後の建築物については、防災構造が要求されており、今後の新築、増築についても防災関係法令の励行並びに現場指導を強めるとともに、密集地の防災建築街区造成のため普及に努める。
- 市は、防災設備（避難施設、防水排水施設、消防用設備等、防火設備、避雷設備等）を関係法令に基づいて設置、維持、管理するよう推進する。
- 市は、「予防査察実施計画」を策定し、これに基づいて各種査察を実施し、また関係者に対する防災指導を実施する。
- 消防法施行令防火対象物の防火管理者又は責任者に対し、建造物の各風水害別の防災訓練を実施する。
- 市は、崖崩れ、出水等による危険箇所を把握し、区域の建造物、工作物に対し消防同意の時点において建築主に指導し、風水害防止上必要な措置を取る。
- 広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることが予想される。このため市は、道路法及び関係法令に基づいて、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行う。

第3章 農業施設対策

- 農業施設への被害を軽減するための予防対策を講じる。
- 市及び都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事の他、必要に応じて、ハザードマップの作成配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。
- 気象庁発表の長期、短期の気象予報を始め、IT技術の進歩によるリアルタイムでの気象情報の把握により、被害（病害虫を含む）の影響に対する予防対策については、市及びマインズ農業協同組合の職員が中心となって技術指導に当たり、農業経営の安定を図る。
- 風水害（病害虫を含む）が発生した場合には、被害状況について、都に報告するとともに、被害状況に応じて、都に専門職員の派遣を依頼し、市は現地において指導、助言を行う。

第4章 市民と地域の防災力向上

【対策の体系・担当】

1 防災意識の啓発	市、府中消防署
2 防災訓練の充実	市、府中警察署、府中消防署、防災関係機関、 鉄道施設、通信施設

- 市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
- 市民・事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得等防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 各防災関係機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び市民・事業者等との連携を強化する。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

1 防災意識の啓発

1-1 防災広報の充実

(1) 各防災関係機関が行う広報内容の基準

- ① 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ② 各防災関係機関の風水害対策
- ③ 竜巻に対する備え
- ④ ゲリラ豪雨対策
- ⑤ 家庭での風水害対策
- ⑥ 避難するときの注意
- ⑦ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ⑧ 土砂災害に対する心得
- ⑨ 台風時の風に対する対策
- ⑩ 災害情報の入手方法
- ⑪ 応急救護の方法
- ⑫ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ⑬ 避難指示等に関する取扱い(要配慮者向け高齢者等避難情報を含む。)

1 防災意識の啓発

(2) 各防災関係機関の広報

機関名	内 容
市	○ 防災ハンドブック及び府中市洪水ハザードマップの配布や、講習会、防災訓練の実施等を通じて、住民の防災意識の向上を図る。
府 中 警 察 署	○ チラシ、ミニ広報紙、回覧等を利用し、防災の事前広報を行う。
府 中 消 防 署	○ チラシ、小冊子等広報印刷物、ツイッター、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ○ 市民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発

1-2 防災教育の充実

機関名	内 容
市	○ 市内小中学校の協力を得て、地域防災スクール事業を推進し、児童生徒、PTA、地域自治会が一体となって防災教育の充実を図る。
府 中 消 防 署	○ 児童生徒等を対象としてはたらく消防の写生会等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、自治会等を単位とした講演会・座談会、映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。 ○ 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 ○ 市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 ○ 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 ○ 市民の防災に関する知識の習得や防災行動力の向上のため、市民防災教育センターの利用促進を図る。 ○ 事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火・防災管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。 ○ 市等と連携を図り、市民の防災教育を推進する。 1 災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供する。 2 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。

(資料130 「浸水危険度の高い地域」)

(資料131 「浸水想定区域図(多摩川水系多摩川)」)

1-3 地域の防災行動力の向上

- 市は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 市は、地域防災スクール事業を活用し、地域の防災教育を広める。
- 府中消防署は、学校と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。
- 防火防災診断（避難行動要支援者宅を中心に各家庭を訪問し、住宅の防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器等の設置等の指導助言を行うこと）を実施する。
- 気象庁は、学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）等を受けて各学校が行う「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）」等見直しへの助言、防災訓練への参画、委員会等への参加等の協力を求められた場合は、積極的に対応する。

（1）市民等を対象とした防災教育

- ① 図上訓練D I Gによる防災マップ作り
- ② 自主防災組織リーダー研修の実施
- ③ 自治会・町会が実施する訓練
- ④ 防災ハンドブック及び府中市洪水ハザードマップの全戸配布
- ⑤ 応急救護知識及び技術の普及
- ⑥ 府中女性防火の会、府中消防少年団等の育成

（2）児童生徒を対象とした防災教育

- ① 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、風水害の基礎知識、風水害が発生したときの対策等の指導
- ② 副読本やパンフレット・ちらし等の発行
- ③ 防災ポスターコンクールの開催
- ④ 教職員の教育、研修の実施
- ⑤ 教職員、児童生徒をまじえた防災訓練の実施
- ⑥ 都教育委員会が取り組んでいる安全教育プログラム開発委員会によるプログラムの実施
- ⑦ 児童・生徒の学年に応じたボランティア活動についての普及啓発
- ⑧ 都民防災教育センター（立川防災館）等を拠点とした地域の防災教育

(3) 職員及び消防団員を対象とした防災教育

- 市の防災関係機関の職員に対し、直接市民を指導できるよう年1回以上、台風シーズン前に「府中市地域防災計画」の概要、活動体制、その他防災に関する教育をする。
- 国・都又はその他の防災関係機関が開催する講習会、講演会又は各種訓練等に積極的に職員を派遣する。
- 消防団員の防災教育計画は、消防団の訓練計画に基づいて、府中消防署長の指導の下に一般教育、幹部訓練、防災訓練、風水害訓練等に分けて実施する。

特に、台風被害の発生時における消防団の活動体制の確立と、消防隊との連携を図るためポンプ車連携訓練、水防訓練、救急救助訓練等を消防隊と合同により実施する。

消防団は地域に密着した防災関係機関として、地域における自主防災組織の中核となって果たす任務の重要性にかんがみ、出火防止、初期消火、救助救急等の住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき教育訓練を実施する。

2 防災訓練の充実

- 台風等の風水害の発生に備え、市及び防災関係機関は、職員の訓練及び講習会等を実施し、風水害に対する行動力を身につけるとともに、地域における防災活動が円滑にできるよう、各機関相互及び市民との協力体制の確立に重点をおく訓練や応急対策計画に習熟するための個別訓練について実施方法等必要な事項について検討する。

2-1 水防訓練

(1) 実施時期及び場所

- 原則として、年1回以上、台風シーズン前に風水害危険区域を選定して実施する。
 - ① 参加機関
 - ア 市
 - イ 府中消防署
 - ウ 消防団
 - エ 防災関係機関（建設業協会、自主防災組織連絡会議、東京消防庁ボランティア、女性防火の会、社会福祉協議会）

② 訓練項目

- ・ 各種水防器材を使用して次の訓練を実施する。
 - ア 水防事情並びに水防活動に必要な事前教養
 - イ 招集及び部隊編成訓練
 - ウ 情報通信訓練（情報収集、監視警戒、通信連絡等）
 - エ 本部運営訓練
 - オ 各種水防工法訓練
 - カ 救助救急訓練
 - キ その他水災時に必要な訓練

- 風水害規模に応じた現有消防力の合理的な運用及び的確な活動の万全を期するため、府中消防署、消防団並びに事業所の自衛消防隊等による合同消防訓練を実施し、防御技術の向上を図る。

(2) 訓練種別

① 強風時の訓練

毎年4～5月の強風季節に府中市内密集地を逐次選定し、府中消防署及び消防団による訓練を実施する。

② 多発火災時の警防演習

毎年9月防災の日を中心に台風による多発火災に備えて、府中消防署及び消防団による警防演習を実施し、一般市民の協力を求める。

③ 非常招集訓練

職員並びに団員の資質向上、及び有事に際し対応する心構えを堅持するため、年1回非常招集訓練を実施する。

④ 各種対象物に対する消防訓練

毎年1回以上市内各種消防対象物について、消防上必要な技術の修得、訓練を、府中消防署の指導の下に実施する。

⑤ 府中市消防団ポンプ操法訓練

府中消防署あるいは消防訓練所教官の指導により、団員の技術向上のため、毎年1回以上実施する。

⑥ 通信訓練

有線電話断絶時を想定し、随時無線通信による被災状況の報告、命令伝達訓練を府中消防署、消防団及び市職員を対象に行う。

第5章 風水害応急対策用資器材の整備

【対策の体系・担当】

1 応急対策用資器材の備蓄及び点検	市
2 備蓄場所の整備	市

1 応急対策用資器材の備蓄及び点検

- 風水害応急対策においては、流失や倒壊等により住宅を失った市民のための風水害救助用食料や避難所で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、あるいは発電機、防水シート等の応急活動用資器材を速やかに用意しなければならない。
- 風水害発生時は、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。道路の混乱が治まり、流通機構がある程度回復し、また、都や他市町村からの救援物資が到着するまでの間の必要量については、備蓄を進めるほか、緊急の場合にも市内業者等から調達できるよう措置を講ずる。
- 随時、資器材の点検を実施し、補充整備に努める。
- 風水害発生時の食料等を確保するため、備蓄のほか市内各事業者等との協力協定を締結し、緊急に物資を調達できるよう措置を講じておく。また、風水害発生時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

2 備蓄場所の整備

- 風水害発生時の混乱した状況下においても、備蓄物資を被災者等に迅速かつ円滑に供給できるよう、輸送体制や火災からの安全性を考慮して備蓄倉庫を整備、拡充する。
- 避難所では、水害等で緊急輸送道路が損壊した場合には、迅速な救援活動に支障がでることも予想されるので、避難所等となる小・中学校や文化センター、防災倉庫などに備蓄の整備を進める。
- 風水害発生初期の混乱期や交通途絶時にも円滑な救援活動を行えるような体制を確立する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

【対策の体系・担当】

1 市の責務	市
2 市の初動態勢	市
3 水防応急対策室の設置	市、府中消防署
4 府中市災害対策本部の設置及び運営	市

- 大規模な風水害が発生した場合に、府中市災害対策本部を設置するとともに、市、都その他防災関係機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

1 市の責務

- 市は、府中市の地域に風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災関係機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、都、他の市及び指定地方行政機関等ならびに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 市の初動態勢

2-1 事業体制の確保

- 市は、「府中市事業継続計画（BCP）【風水害編】」を策定し、災害発生前から適切に対応するための態勢を整備する。

2-2 市の初動体制

- 市は、台風の接近などによる大雨や暴風により、市域に災害の発生が予測される場合、次の態勢でこの警戒及び対応に当たる。

種別	発令基準	態勢
情報連絡態勢	【台風】 ○ 台風の進路が関東地方に予想され、かつ府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	[平日（勤務時間内）] ○ 防災危機管理課職員 [休日・夜間] ○ 防災危機管理課当番職員 ○ その他の職員は自宅待機（出動の準備）
	【大雨・洪水】 ○ 多摩北部地域に（大雨、洪水、暴風）警報が発表され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	
	【土砂災害】 （台風、大雨・洪水の基準に準ずる）	

2 市の初動態勢

種別	発令基準	態勢
監視警戒態勢	<p>【台風】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台風が関東地方に接近又は上陸し、かつ、東京地方に（大雨、洪水、暴風）警報が発表されたとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。 <p>【大雨・洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府中市に（大雨、洪水、その他）警報が発表されたとき。 ○ 多摩川の推移が水防団待機水位（石原 4.0m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ○ その他、総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。 <p>【土砂災害】 （台風・大雨・洪水の基準に準ずる）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災危機管理課職員 ○ 水防応急対策室関係課 ○ 本部長・本部連絡員 ○ 本部応援員 ○ ユニット職員 ○ 初動班職員（浸水想定区域外） <p>市の地域の災害に直ちに対処できる態勢</p>
配備態勢 水防警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 	
水防非常配備態勢	<p>【台風】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設） ○ 台風に係る大規模な事故又は災害が発生したとき。 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 <p>【大雨・洪水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設） ○ 多摩川の水位が氾濫注意水位・避難判断水位（石原 4.30m）を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ○ 市内の複数個所において、（※）小規模な災害の発生が予想されるとき若しくは発生したとき。 ○ 市内に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○ 府中市に特別警報が発令された場合 ○ 北多摩1号水再生センターの水門閉鎖の連絡があった場合 ○ 多摩川の堤防に異常な漏水や亀裂等が発見された場合 ○ その他、災害対策本部長が必要と認めるとき。 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難を発令したとき。（避難所の開設） ○ 市域内で土砂災害が発生したことが確認されたとき ○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の斜面から水の噴出しや小石の落下、土の腐った臭気が確認された場合 ○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の上端や斜面上に亀裂が確認された場合 ○ 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の一部が崩れている、または、斜面上の樹木に倒木が確認された場合 ○ その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めるとき。 	<p>（上記に加え）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置・招集
応急復旧態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害に関する調査及び応急復旧の必要があるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての職員

※ 小規模な災害

道路冠水、地下・半地下浸水、下水の逆流、強風による倒木など。

3 水防応急対策室の設置

- 総務管理部長は、気象庁又は関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発令発表し、又はこれに類する状況にいたった場合において必要と認めるときは、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために水防応急対策室を設置する。対策室長は総務管理部危機管理監とする。

3-1 組織

- 水防応急対策室は、行政管理部（防災危機管理課）及び関係課をもって組織する。組織の構成及び運営については「府中市水防応急対策室運営要領」によるものとする。
- 情報の収集及び応急対策については、府中消防署、府中警察署、府中市消防団及び防災関係機関と連携を図り、行政管理部（防災危機管理課）と各機関相互の情報の共有化を図る。
- 水防応急対策室長は、風水害に関する警戒及び応急救援のため緊急に必要と認めるときは、消防団長に協力を求めるものとする。
（資料132 「府中市水防応急対策室運営要領」）

3-2 非常招集命令

- 行政管理部長は、水防応急対策室の設置の必要があると認めるときは、勤務時間外の職員に対し非常招集命令を発令する。
- 非常招集命令は、警戒態勢以上の状況かつ別に定める要領に示す基準に達したときをもって発令されたものとする。

3-3 府中市消防団の活動

- 府中市消防団は、府中消防署に東京消防庁水防第二非常配備態勢が発令された以降、別に定める要綱に基づき活動する。
- 行政管理部防災危機管理課長は、風水害に対する警戒及び応急救援のため緊急に必要と認めるときは消防団長に協力を求めるものとする。

4 府中市災害対策本部の設置及び運営

- 府中市災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、「府中市災害対策本部条例・同施行規則（以下「本部規則」という。）」及び同運営要領（以下「本部運営要領」という。）の定めるところによる。その概要は次のとおりである。

4-1 府中市災害対策本部の設置

- 以下の手順で、府中市災害対策本部を設置する。
 - ① 市長は、府中市の地域について風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、府中市災害対策本部を設置する。
 - ② 本部員（本部規則第5条第1項）は、府中市災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、行政管理部長に府中市災害対策本部の設置を要請することができる。
 - ③ 総務管理部危機管理監は、上記②の要請があった場合又はその他の状況により、府中市災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、副本部長と協議の上、本部の設置を市長に要請しなければならない。
 - ④ 本部長室の設置場所は中央防災センターとする。損壊等により、中央防災センターに本部の設置が困難な場合は、市役所本庁舎又は市役所第二庁舎を一時的な本部設置場所とする。

4-2 活動体制

- 市は、府中市災害対策本部を、市庁舎に設置した場合、本部長及び災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 府中市災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、応急活動態勢のほかは、台風等の気象現象が市内に大きな影響を及ぼすことが予測される、または、これに類する状況に至った場合に、市長が、本部員の職に充てられている者を招集して開催する、災害対策本部事前会議において検討する。事前会議で決定した内容については、災害対策本部で決定した事項に準ずるものとする。尚、水防応急対策室の設置前に災害対策本部事前会議が開催された場合には、水防応急対策室は設置しない。
- 市の地域に災害救助法が適用されたときは、府中市災害対策本部長（本部が設置されていない場合は市長。）は、都知事の指揮を受けて、同法に基づく災害事務を実施する。
- 市は、夜間休日等の勤務時間外の風水害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- 市内に水害が発生した場合、本部長は、必要に応じて、水防・防災ステーション、矢崎町防災公園会議室に現地指揮本部を置く。

4-3 府中市災害対策本部の非常配備態勢

- 府中市災害対策本部設置時に、本部長は、非常配備態勢を発令する。
- 本部長は、風水害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

第2章 情報の収集・伝達

【対策の体系・担当】

1 災害予防警報等の伝達	市、防災関係機関
2 被害状況等の報告体制	市、府中警察署、府中消防署
3 災害時の広報及び広聴活動	市、府中警察署、府中消防署

- 風水害が発生した場合は、各防災関係機関が緊密に連携して気象及び被害状況等の的確な情報収集と伝達を行い応急対策を実施しなければならない。
- 被災住民等に対して適切な広報活動を行うことは、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめるとともに、秩序ある避難等応急対策の効果を高める。

1 災害予防警報等の伝達

- 風水害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、防災関係機関や市民等に風水害に関する情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。
- 市及び防災関係機関は、風水害が発生した場合又は風水害の発生が予想される場合には、速やかに被害状況等を収集把握し、通報及び伝達をする。

1-1 情報の通達及び伝達

【情報の通報及び伝達】

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び市民等に周知する。 ○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、都、警察署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都知事本局等の協力を得て、市民に周知する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、測候所、都各局、市その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集する等して知ったときは、直ちに関係のある都各局、市、防災関係機関等に通報する。

1 災害予防警報等の伝達

機関名	内 容
警 視 庁	○ 気象情報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けた時、又は自らその発表を知った時、警報については、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。
東 京 消 防 庁	○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。
東 京 管 区 気 象 台 (気 象 庁)	○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、又は関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について説明会を開催する。 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。

1-2 市における情報連絡

○ 風水害発生初期の被害情報の収集と伝達が迅速かつ正確に行われることは、その後の応急対策活動に大きな影響がある。特に人及び建物に関する被害の情報は、災害救助法の適用や各防災関係機関の応援要請に関わるがあるので、これらの情報の正確な収集と伝達に努めるものとする。

① 府中市災害対策本部設置前の情報の収集と伝達体制

水防応急対策室における情報連絡体制・警戒体制により被害情報の収集と伝達を行う。

② 府中市災害対策本部設置後

非常配備体制により情報の収集と伝達を行い、「災害対策本部運営要領」に定める本部連絡員が連絡責任者となる。

府中市災害対策本部が設置された場合の情報受発センターは、中央防災センターに設け、各機関との情報連絡を行う。

1-3 収集と伝達情報の種類

- ① 人的、物的被害状況（総務管理部等）
- ② 避難の状況（市民協働推進部等）
- ③ 交通機関の運行及び道路交通の状況（生活環境部等）
- ④ 防災関係機関の防災応急対策の実施状況（総務管理部等）
- ⑤ ガス、上下水道、電気等生活関連施設の運営状況（総務管理部、各企業等）
- ⑥ 情報の変容、流言等の状況（総務管理部等）
- ⑦ 避難指示又は警戒区域の設定の伝達（総務管理部等）
- ⑧ 消防団員等の配備命令の伝達（総務管理部等）
- ⑨ 市内企業等に対する防災応急対策実施指示等（生活環境部等）

2 被害状況等の報告体制

- 各防災関係機関は、風水害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、市に報告する。

2-1 市の被災地調査班の編成

- 政策総務部（政策課長）は、風水害現地の実態を把握し、市の風水害応急対策活動を円滑に進めるため、調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要な事項は事態に応じて、適宜編成する。

2-2 市の被災地調査班の任務

- 調査班は、府中市災害対策本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

2-3 市の被災地調査事項

- 特命調査事項は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 風水害原因
 - ② 被害状況
 - ③ 応急措置状況
 - ④ 被災地住民の動向及び要望事項
 - ⑤ 現地活動のあい路
 - ⑥ その他必要な事項

2-4 市の被災地調査要領

- 特命による現地調査に当たっては、庁用車等の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一府中市災害対策本部長に報告する。なお、調査の際特命事項以外で重要な情報があるときは、直ちに報告する。

3 災害時の広報及び広聴活動

3-1 市の風水害予防体制

- 平素の気象情報、風水害に関する情報に注意し、風水害発生時において、直ちにこれに対処できるように次のことごとらについて広報方法の体制を整える。
 - ① 風水害情報
 - ② 市の応急復旧対策
 - ③ 避難誘導その他の注意事項
 - ④ 交通機関の通行状況
 - ⑤ 風水害に関する要望、苦情、相談等
 - ⑥ その他の必要事項

3-2 風水害広報情報の収集

【情報収集方法】

府中市災害対策本部	○ 風水害広報に関する情報は、市各部において収集し府中市災害対策本部において統一的に処理し、必要がある場合は、政策総務部（広報課長）が報道機関へ発表する。
府中警察署	○ 風水害が発生した場合は、警視庁警備部、通信指令本部及び隣接の警察署、各方面本部との通信網を活用して、風水害の発生状況及び復旧対策、復旧状況のほか交通機関の運行状況、避難者の動向等についての情報の収集に努める。
府中消防署	○ 風水害発生時において、警防本部、方面隊本部等から風水害に関する情報を収集し、府中市災害対策本部及び防災関係機関と連絡協調を図り、情報の収集に努める。

3-3 報道機関への情報提供

【情報提供方法】

府中市災害 対策本部	1 報道機関への情報提供は、府中市政記者クラブにおいて市長（府中市災害対策本部長）又は政策総務部広報課長による会見（被害状況、対応策等）を状況に応じて、適宜行う。 2 庁内の各部課は記者発表用の原稿を作成し（府中市災害対策本部に合議）、資料とともに政策総務部（広報課）へ提出する。広報課ではニュースリリース案を作成し、担当所属長同席で報道機関に情報提供をする。
府中警察署	○ 管内の風水害警備関係情報については、副署長から報道機関に対し広報する。
府中消防署	○ 管内に発生した風水害に関する情報の発表は、府中市災害対策本部と連絡を密にし、必要により副署隊長が報道機関へ発表を行う。

- 市及び各関係機関は、報道機関に発表した内容について、情報の共有化を図るものとする。

第3章 水防対策

【対策の体系・担当】

1 水防情報	市
2 水防機関の活動	市、府中消防署
3 費用及び公用負担	市

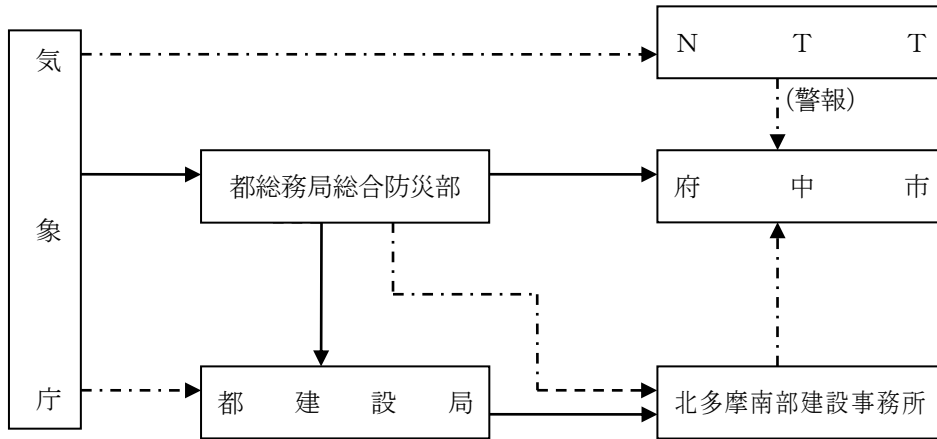
- 洪水、内水氾濫又は集中豪雨等により、浸水被害の発生又は発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

1 水防情報

1-1 防災情報提供システム

- 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を市、都等の防災関係機関へ提供するシステムである。
- 各種防災気象情報のほか、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う避難指示等の判断の参考に利用する。
- 水防活動に用いる気象等の特別警報・警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報・大雨特別警報、高潮特別警報、津波特別警報である。

【気象情報伝達系統図】



- ・ 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、市を通じて市民にも伝達。
- 基本系：法令の定めによる伝達系統
 - - - - 補助系：確実な伝達を図るための第2系統

1-2 洪水予報河川(国管理河川)

○ 国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で市に係するものは、次のとおりである。

(「東京都地域防災計画」、「水防法」第10条第2項、「気象業務法」第14条の2第2項)

(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区 間	基準地点
多摩川	左岸：東京都青梅市青大柳町1575地先から海まで 右岸：東京都青梅市畑中1丁目18番地から海まで	調布橋 石原 田園調布 (上)

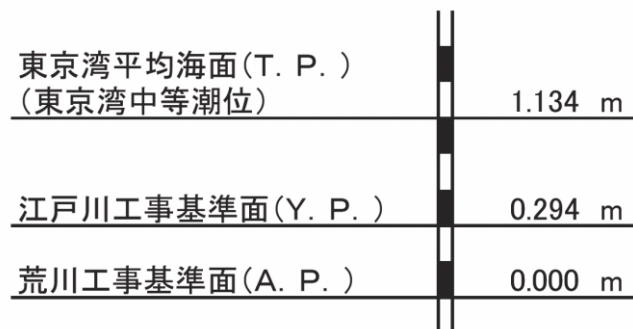
(2) 洪水予報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
(多摩川)氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
(多摩川)氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、おおむね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(多摩川)氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
(多摩川)氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
(多摩川)氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

(3) 洪水予報河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高
多摩川	調布橋	東京都青梅市 上長淵	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P. + 148.500m
	石原	東京都調布市 多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P. + 27.420m
	田園調布 (上)	東京都大田区 田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P. + 0.000m

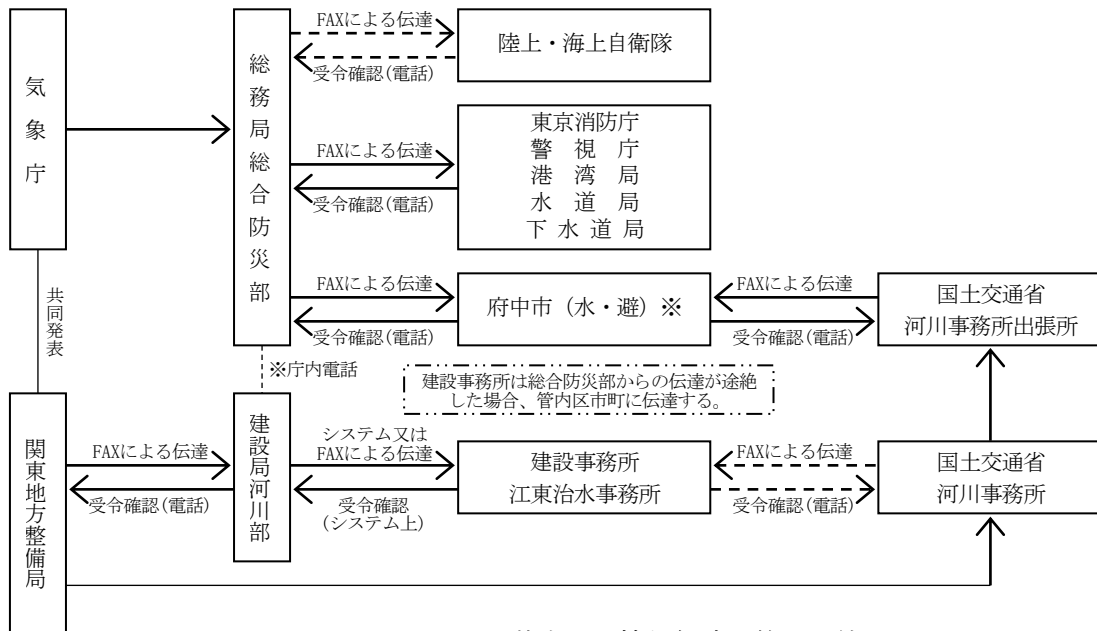
《各基準面の関係》 (参考)



(4) 洪水予報伝達

- 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と避難勧告等発令部署のそれぞれに伝達する。
- 伝達を受けた場合は受令確認を行う。

【国管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は水防計画による)】



—— 基本系：情報伝達の第1系統

----- 補助系：確実な伝達を図るための第2系統

※ 水…水防担当部署/避…避難指示等発令担当部署

- ・ 洪水予報は、気象庁から報道機関、市を通じて市民にも伝達。

1 水防情報

1-3 洪水予報河川（都管理河川）

- 都と気象庁とが共同で行う洪水予報で市に関係するものは、次のとおりである。
（「東京都地域防災計画」、「水防法」第11条、「気象業務法」第14条の2第3項）

（1）洪水予報を行う河川及びその範囲

発表単位	河川名	区 間	基準地点
野川・仙川	野川	左岸：小金井市貫井南町4丁目25番地先から多摩川合流点まで 右岸：小金井市貫井南町4丁目24番地先から多摩川合流点まで	大沢池上 鎌田橋野川
	仙川	左岸：三鷹市新川6丁目26番地先から野川合流点まで 右岸：三鷹市新川6丁目28番地先から野川合流点まで	鎌田橋仙川

（2）洪水予報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
（野川・仙川）氾濫発生情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内には氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
（野川・仙川）氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき

（3）洪水予報河川発表基準水位

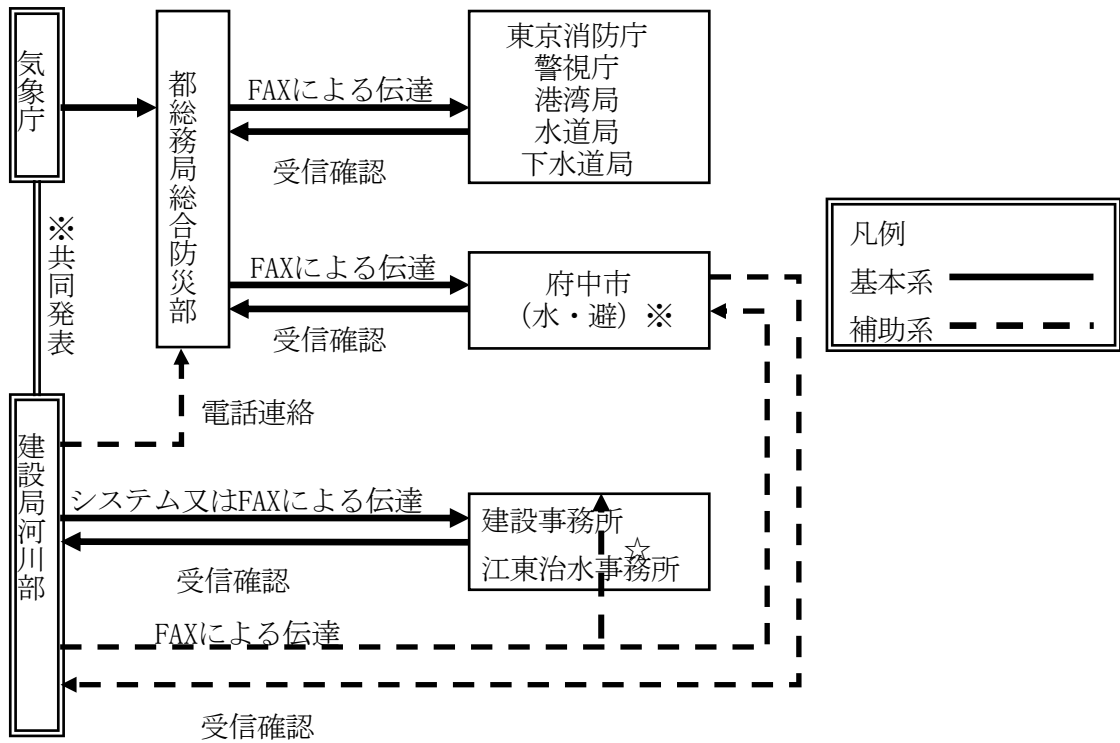
単位A.P

洪水予報発表単位	基準地点	所在地	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位	氾濫発生水位
野川・仙川	大沢池上	三鷹市大沢	—	—	39.89m	40.45m
	鎌田橋野川	世田谷区鎌田	—	—	14.54m	16.21m
	鎌田橋仙川	世田谷区鎌田	—	—	16.15m	17.24m

(4) 洪水予報伝達

- 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と避難指示等発令部署のそれぞれに伝達する。
- 伝達を受けた場合は受信確認を行う。

【都管理河川 洪水予報伝達系統図（詳細は最新の水防計画による）】



☆総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は管内の区市に情報伝達

※ 水…水防担当部署 / 避…避難指示等発令担当部署

☆洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

1 水防情報

1-4 水防警報河川

- 国土交通省及び都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動に行うための水位情報を提供する。

(1) 種類、内容及び基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて、直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等と河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水開門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量等の河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位(指定水位)に達し氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
出勤	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。水位、流量等の河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下がったとき。氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(資料133「水防信号」)

(2) 水防警報河川(国管理)

○ 河川、区間、基準地点、担当事務所

河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所
多摩川	左岸	自 青梅市大柳町1575番地先 至 福生市 福生大字熊川南134番地先	調布橋	京浜
	右岸	自 青梅市 畑中1丁目18番地先 至 あきる野市小川東1丁目1番地先		
	左岸	自 昭島市 拝島町3丁目1549番地先 至 国立市泉2丁目6番地先	日野橋	
	右岸	自 八王子市高月町2402番地先 至 日野市落川1397番地先		
	左岸	自 府中市四谷6丁目58番地先 至 狛江市駒井町3丁目434番地先	石原	
	右岸	自 多摩市一ノ宮1丁目45番地先 至 神奈川県川崎市多摩区宿河原7丁目2246番地先		
	左岸	自 世田谷区喜多見町2丁目4540番地先 至 大田区東六郷4丁目34番地先	田園調布(上)	
	右岸	自 神奈川県川崎市多摩区堰1丁目429番地先 至 神奈川県川崎市川崎区本町2丁目13番地先		
	左岸	自 大田区東六郷3丁目25番地先 至 海	多摩川河口	
	右岸	自 神奈川県川崎市川崎区旭町1丁目3番地先 至 海		

○ 発表基準水位

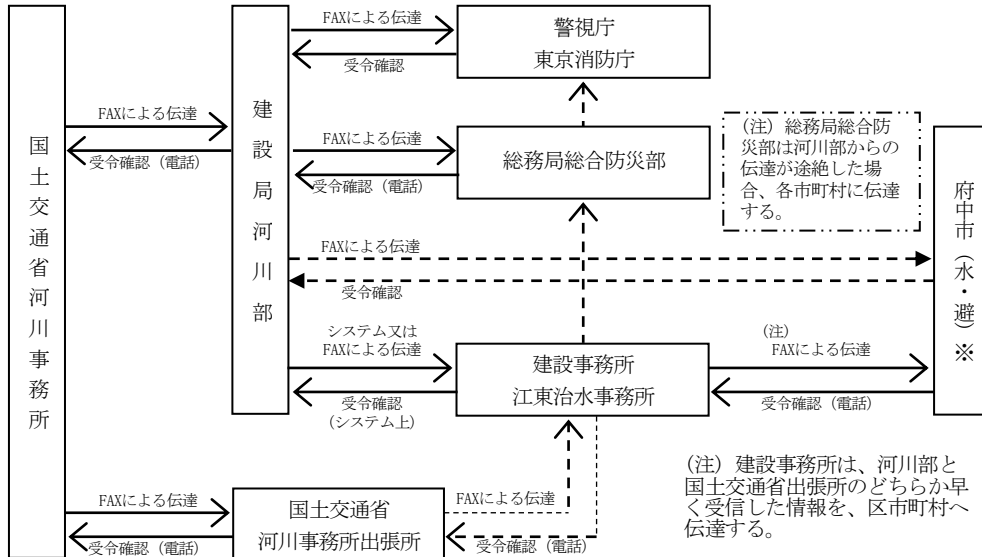
河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	計画高水位	零点高
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長淵	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P.+ 148.500m
	日野橋	東京都日野市大字日野	2.00m	2.80m	—	3.60m	4.71m	A.P.+ 65.200m
	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P.+ 27.420m
	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P.+ 0.000m
	多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m (計画高潮位)	A.P.+ 0.000m

第3部
第3章

1 水防情報

- 水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と避難指示等発令部署のそれぞれに伝達する。
- 伝達を受けた場合は受令確認を行う。

【水防警報伝達系統図(詳細は水防計画による)】



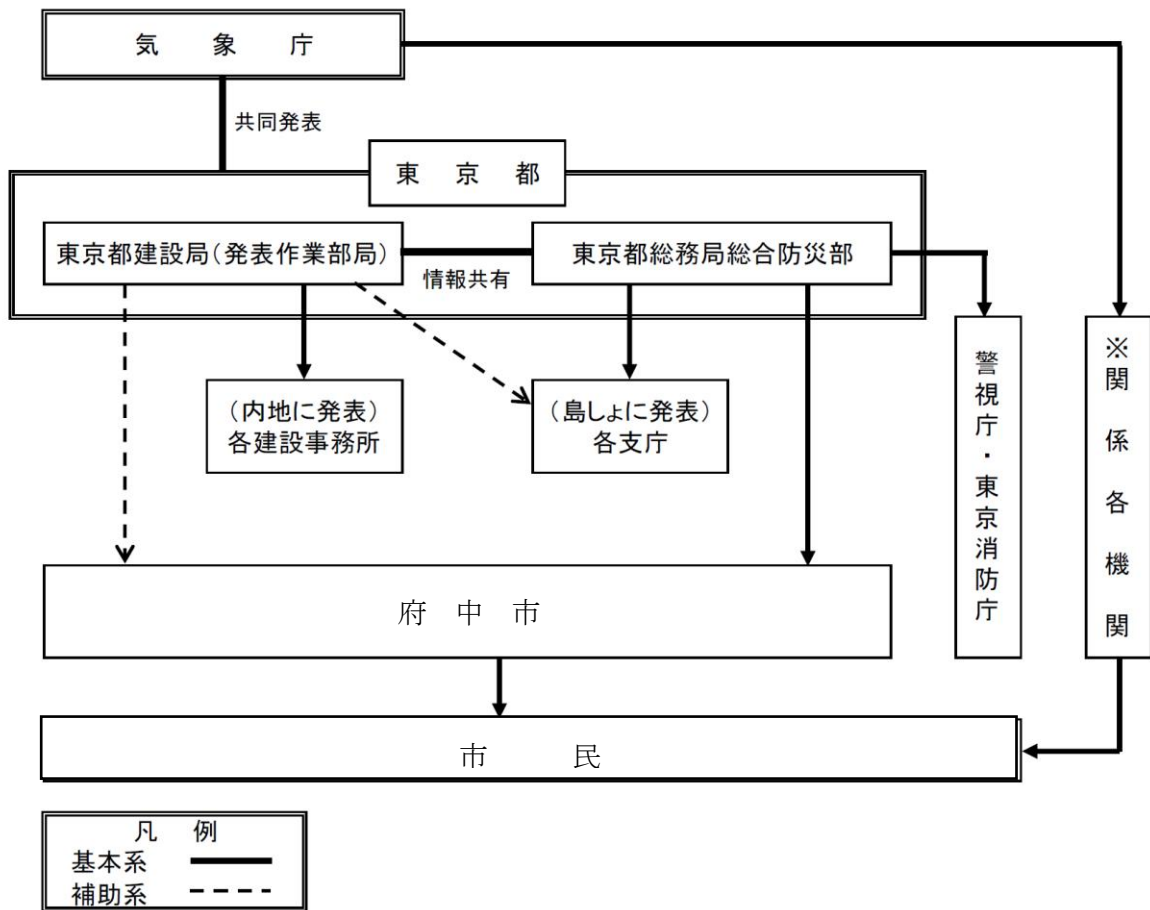
- 基本系：法令の定めによる伝達系統
- 補助系：確実な伝達を図るための重複系統
- ※ 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

第3部
第3章

1-5 土砂災害警戒情報

- 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と避難指示等発令部署のそれぞれに伝達する。
- 伝達を受けた場合は受令確認を行う。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



水防機関の活動

2-1 機関別

(1) 市（水防管理団体）

- 出水期前に、重要水防箇所を中心に河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

（資料129 「重要水防箇所」）

- 気象状況及び水位に応じて、河川、道路等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じる。

（資料134 「水防工法・材料・労力法」）

- 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- 次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請する。

この場合は、直ちに都建設局(都水防本部)に報告する。

① 準備

ア 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。

イ 水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき。

② 出動

ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。

イ 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険のおそれがあるとき。

ウ その他水防上必要と認めたとき。

- 水防のためやむを得ない必要があるときは、その地域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- 洪水による被害情報の収集を行う。
- 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める地域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく府中警察署長に、その旨を通知する。
- 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため府中警察署長に対し、警察官の出動を求める。
- 水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者(市長等)に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者(市長)の所轄の下に行動する。
- 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(2) 消防機関

- 府中市は水防法に定める水防団は存在しないため、消防機関(消防署、消防団)が水防団に代わって、次の水防活動を分担している。
 - ・ 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
 - ・ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
 - ・ 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
 - ・ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
 - ・ 消防機関の長は、市長から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。

2-2 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

- 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換する等連絡を密にする。
- 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

- ① 立ち退きの指示
 - 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、市長は、立ち退き又はその準備を指示する。
 - この場合、遅滞なく府中警察署長にその旨を通知する。
- ② 避難誘導等
 - 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、府中警察署は、市長と協力して救出又は避難誘導する。
 - また、市長は、府中警察署長及び府中消防署長と協議の上、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

3 費用及び公用負担

3-1 費用負担

- 水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

3-2 公用負担

(1) 公用負担権限

- 水防のための緊急の必要があるとき、市長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
 - ① 必要な土地の一時使用
 - ② 土石、竹木、その他の資材の使用または収用
 - ③ 車両、その他の運搬用機器又は器具の使用
 - ④ 排水用機器の使用
 - ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

- 公用負担の権限を行使する場合、市長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

(3) 公用負担命令票

- 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。
- ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

(4) 損失補償

- 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市は、時価によりその損失を補償する。

第4章 警備・交通規制

【対策の体系・担当】

1 警備活動	府中警察署
2 交通規制	市、府中警察署

1 警備活動

- 災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

1-1 警察署の活動

- 府中警察署は、風水害が発生し又は発生するおそれがある場合において、発生又は拡大を防止するとともに、被災者を救護するため市本部及び関係機関の各種防災活動に協力する。また、被災地における秩序の維持に当たることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。
- 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
 - ② 災害地における災害関係の情報収集及び伝達
 - ③ 警戒区域の設定
 - ④ 被災者の救出、救護
 - ⑤ 避難者の誘導
 - ⑥ 危険物の保安
 - ⑦ 交通秩序の確保
 - ⑧ 犯罪の予防及び取締り
 - ⑨ 行方不明者の調査
 - ⑩ 遺体の調査等(検視)

1-2 その他

(1) 警戒区域の設定

- 災害現場において、市長若しくはその職権を行使する市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 市に対する協力

- 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。
- 市の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。
- 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて、逐次警察本来の活動に移行する。

2 交通規制

- 風水害発生時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動の基礎となるため、極めて重要である。
- 府中警察署は、交通の確保のため以下の処置を講じる。
 - ① 交通情報の収集と交通統制
 - ② 交通規制
 - ③ 車両検問
- 市は、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等について、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第5章 避難者対策

【対策の体系・担当】

1 避難態勢	市、府中消防署
2 避難指示等の判断・伝達	市、府中消防署
3 避難所の開設・運営	市

- 風水害発生時において人的被害を少なくするために、市及び各機関が一体となって市民を避難収容できる態勢を確立するとともに、平素から連絡協調を緊密にして、各機関の任務を明確にする。
- 高齢者等避難、避難指示の発令時に市は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

1 避難態勢

1-1 事前避難

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 ○ 必要に応じて、高齢者等避難情報を発令する。
府 中 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、要配慮者(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

1 避難態勢

1-2 高齢者等避難又は避難指示等

(1) 一般基準

- 避難、立ち退きの指示等の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。
 - ① 河川が氾濫注意水位あるいは避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
 - ② 避難の必要が予想される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき。
 - ③ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき。
 - ④ 地すべり、山崩れ及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき。
 - ⑤ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。
 - ⑥ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

(2) 高齢者等避難又は避難指示等

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて高齢者等避難、避難指示を発令するとともに、速やかに都本部に報告する。 ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。 ○ 平成31年3月に内閣府が改定した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難情報等を発令する。 ○ 平常時から地域又は自治会等を単位として、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する高齢者等避難、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。
府 中 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急を要する場合において、市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。

1-3 避難誘導

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難又は避難指示が出された場合、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。 ○ 高齢者等避難又は避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
府中警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難又は避難指示がなされた場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し収容する。 ○ 誘導経路について事前に調査検討し、その安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○ 浸水地においては、必要に応じて、舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)に基づく措置を取る。
府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難又は避難指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。

第3部
第5章

- 市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 急激な増水等が予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受入れるビル等の所有書・管理者との協定の締結に努める。

2 避難指示等の判断・伝達

2-1 避難指示の判断基準等

(1) 風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアルの作成

- 市は、令和3年5月に内閣府が改定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアルを作成した。

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難指示の発令

- 市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難指示等を発令する。

【避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動】

区分	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えると同時に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣より安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(3) 市の避難指示等の判断・伝達に対する都の支援

- 都は、避難指示等の発令基準に関する市からの問合せに対応し、実災害の事例に関する情報提供等技術的な支援を行う。
- 都は、避難指示等の判断・伝達のための検証・分析を行う。
- 都は、具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、市に提供する。
 - ① 警戒すべき区間
 - ② 河川の特徴
 - ③ 施設の整備状況
- 都は、具体的な内水氾濫データを収集し、市に提供する。
 - ① 警戒すべき区間
 - ② 内水氾濫の特徴

3 避難所の開設・運営**3-1 避難所の開設等**

- 市は、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておく。
- 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 原則として、自治会又は学区を単位として指定する。
 - ② 耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。
 - ③ 浸水のおそれのない建物等を指定する。
 - ④ 避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室3.3m²当たり2人とする。
- 市は、水害ハザードマップ、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等を踏まえて避難所の安全性を点検する。
- 市は、指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都に報告する。
- 公立小中学校等の避難所には、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。

3-2 安全な避難方法の確保

- 市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 急激な増水等が予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

第6章 公共施設等の応急・復旧対策

【対策の体系・担当】

1 河川及び内水排除施設	市、都
2 急傾斜地崩壊防止施設	市、都
3 住家、事業所等の建造物の風水害応急対策	市、都
4 借地借家法の特別の適用に関する計画	市、都

1 河川及び内水排除施設

- 風水害による被害が発生した場合、各施設管理者は、被害状況を速やかに把握し、応急・復旧を行い、併せて排水を行う。

1-1 災害時の応急措置

【各機関の応急措置】

機 関 名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。 ○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ち建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。 ○ 施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び市等の行う応急措置に関し、必要に応じて、技術的指導を行うほか、備蓄資機材の提供も行う。 ○ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都及び市等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行う。

1-2 復旧対策

- 河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。
 - ① 堤防、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - ② 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - ③ 河川の埋そくで流水の疎通及び船舶の航行を著しく阻害するもの
 - ④ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

2 急傾斜地崩壊防止施設

2-1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施
都	○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施

2-2 市の業務手順

- 土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- 土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

3 住家、事業所等の建造物の風水害応急対策

- 住家、事業所等の建造物の風水害応急対策は、関係機関が所定の計画により対処するほか、建造物管理者、市民等もそれぞれ次に掲げるような自衛措置を講ずるものとする。

3 住家、事業所等の建造物の風水害応急対策

3-1 風害

- ① 風によって屋根が飛ばされない措置を講ずること。
- ② 瓦・トタン等屋根葺材料が飛ばされないよう補強すること。
- ③ 外壁の主要な部分に丸太等で控柱を取ること。
- ④ 外壁の主要な部分に貫材等で仮筋かいをすること。
- ⑤ 風が直接屋内に吹きこまないよう開口部を補強すること。
- ⑥ 建具が飛ばされないように建具を敷居に緊結すること。
- ⑦ このほか必要と思われる措置を講ずること。

3-2 水害

- ① 地下室に水が入らないよう措置を講ずること。
- ② 崖崩れに十分注意すること。
- ③ 崖崩れのおそれがあるとき等は、市、府中消防署、府中警察署等へ通報すること。
- ④ 浸水しやすい地域では、早目に準備しておくこと。
- ⑤ このほか必要と思われる措置を講ずること。

3-3 火災

- ① 火災を出さないため、火気使用設備器具使用に際して、火災発生のおそれのある設備器具は常に安全な状態で使用すること。
- ② 初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- ③ 防火設備、避難設備、消火設備、避雷設備等は、常に点検し機能保持に努めること。
- ④ 避難する場合は、風上の安全な場所に避難すること。

3-4 風水害全般

- ① 火災に対応するため、初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- ② 鋸、梃子、棒、バール、斧等を準備すること。
- ③ 非常持出し物は、一か所にまとめておくこと。
- ④ 可燃性のガス等を使用する施設のある場合は、元栓の位置、閉め方を家族全員に知らせておくこと。
- ⑤ 携帯ラジオ・家庭医薬品を備えておくこと。
- ⑥ 風水害によって電線が切断されることがあるから、十分注意すること。
- ⑦ 隣保共助の方法を講じておくこと。
- ⑧ 避難する場合は関係機関の指示、誘導に従うこと。
- ⑨ 公共機関からの情報を信じ、デマにまどわされないようにすること。

4 借地借家法の特別の適用に関する計画

- 風水害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係につき種々の問題が起こるおそれのある場合は、市長は「罹災都市借地、借家臨時処理法」(昭和21年法律第13号)の適用を図るものとする。
- 「罹災都市借地、借家臨時処理法」の適用を申請しようとする場合、あらかじめ電話又は口頭により都知事(都市整備局)を経由し、国土交通省住宅局住宅総務課に連絡した後、速やかに申請書を作成し、国土交通大臣あて申請する。